

野洲市DX人材育成研修に関する公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「令和7年度野洲市DX人材育成研修業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度野洲市DX人材育成研修業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和7年度野洲市DX人材育成研修業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務場所 野洲市内
- (4) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 見積上限額 「3. 予算額」のとおり
- (6) 委託契約 本プロポーザルにより選定した優先交渉権者を相手方として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。なお、本プロポーザルの優先交渉権者である特定業者との間で、参考見積書を上限とした見積徴取を実施する。
- (7) 支払条件 業務完了後に支払うものとする。

3. 予算額

金3,300,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4. 実施形式

公募型

5. スケジュール

実施内容	実施期日
プロポーザル実施要領の公告	令和7年4月1日（火）
参加表明・質疑受付期限	令和7年4月16日（水）17時まで
質疑回答	令和7年4月18日（金）17時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年5月9日（金）17時まで
参加資格結果通知	令和7年5月15日（木）
審査（プレゼンテーション）	令和7年5月22日（木）（予定）
審査結果の通知	令和7年6月2日（月）（予定）
契約締結	令和7年6月中旬（予定）

6. 参加資格

- (1) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である

こと。

- ② 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成 20 年野洲市告示第 88 号）に基づく入札参加停止または野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成 16 年野洲市訓令第 33 号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
 - ③ 国税、地方税を滞納していない者であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）
 - ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - ⑤ 野洲市暴力団排除条例（平成 23 年野洲市条例第 22 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、次のアからカまでの要件に該当する者でないこと。
 - ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (2) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる書類を提出し、確認を受けた上で、当該プロポーザルに参加することができる。なお、野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登載された者は、これらの書類の提出を省略することができる。
- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
 - ② 個人にあつては、身分証明書
 - ③ 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
 - ④ 個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
 - ⑤ 誓約書（様式第 1 号）及び役員名簿
- (3) 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

7. プロポーザルに関する説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

8. プロポーザル参加表明及び質疑・応答

本プロポーザルに参加する意思のある者は、下記により参加申込書（様式第2号）を提出すること。なお、参加申込書を提出しない者は本プロポーザルに参加できない。

また、本プロポーザルへの参加に当たり質疑がある場合は、下記により提出すること。

- (1) 提出方法 「16. 問合せ先」に記載されたメールアドレスに次の期限までに提出することとし、それ以外による質問には応じないものとする。
- (2) 提出期限 令和7年4月16日（水）17時まで
- (3) 質疑の回答方法 令和7年4月18日（金）17時までに野洲市ホームページに掲載する。
なお、質問者の名称等は公表しない。

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

プロポーザル参加表明者は、本実施要領、別添仕様書及び野洲市契約規則（平成16年野洲市規則第55号）の各規定を理解した上で、次の書類を必要部数提出すること。

① 企画提案書類

ア 企画提案申請書（様式第3号） 【1部】

イ 企画提案書（任意様式） 【7部・電子データ】

別添仕様書の業務内容の具体的な提案に加え、以下の内容を必ず盛り込むこと。

- ・本業務を遂行する上で重要な視点やポイント等
- ・業務を円滑に実施するための実施体制や進行管理等に関する工夫やアイデア
- ・本業務の実施に当たり、業務責任者のアピールできる資格、実績、経験等（必要に応じて、その証拠書類を添付）

ウ 参考見積書（任意様式） 【1部・電子データ】

以下の点に留意すること。

- ・経費の内訳を記載すること。
- ・宛名は、「野洲市長 櫻本直樹」とし、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
- ・見積金額は、2.(5)見積上限額を超えないこと。

エ 会社案内及び会社概要（組織においては、体制等が分かる資料） 【1部】

オ 決算書（直近事業年度の貸借対照表と損益計算書が掲載されているもの） 【1部】

※規格は、原則A4版、両面印刷とする。

(2) 提出期限

令和7年5月9日（金）17時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、上記の提出期間終了までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。また、(1)①イの企画提案書及びエの参考見積書は、

電子メールでも提出すること。（ファイルサイズが 30MB を超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスによる URL の送信でも可能とする。）

(4) 提出先

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1 野洲市デジタル活用推進課
電話番号 077-587-1121（代表） 電子メール system@city.yasu.lg.jp

10. 審査

(1) 審査方法

審査は、野洲市が別に定める「野洲市DX人材育成研修業務に関するプロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）が行う。なお、審査に当たっては、別紙「野洲市DX人材育成研修業務委託に関するプロポーザルにおける審査項目」（以下「審査項目」という。）に基づき、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、契約候補者を選定する。

(2) 委員会

① 審査日時

審査日は令和7年5月22日（木）を予定しており、時間や場所、順番等の詳細については、プロポーザル参加表明者に対し、別途連絡を行う。

② 開催場所

野洲市役所（詳細は、プロポーザル参加表明者に対し、別途連絡を行う。）

③ 企画提案の所要時間（1事業者当たり）

プレゼンテーション 15分以内

ヒアリング（質疑応答） 15分程度

④ 出席者

原則4名以内とする。そのうち1名については、実際に市との窓口になり主に業務を担当する業務責任者とする。

⑤ その他

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションに使用する備品として、モニター、テーブル、椅子、電源タップ及びマイクは野洲市で準備する。その他必要な資機材がある場合は、提案者が用意すること。
- ・その他説明に要する提案者の経費は、全て提案者の負担とする。
- ・プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(3) 審査基準

提案内容について、審査項目の審査基準に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。

(4) 評価方法

評価は、審査の評価点により順位を付け、契約候補者1者、次点1者を選定する。なお、

得点の合計が最低基準の6割に満たない場合は不採用とする。

参加者が1者のみであった場合でも、上記の最低基準で審査し、契約候補者を選定する。最高得点者が複数の場合は、審査委員会で協議のうえ選定する。審査結果は、プロポーザル参加者に対して、令和7年6月2日（月）までに文書を発送して通知する。

また、契約候補者に選定されなかったプロポーザル参加者が、その理由について説明を求める場合は、文書通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面により提出すること。

(5) 留意事項

- ・プロポーザルの参加資格審査を事務局において実施し、審査結果を令和7年5月15日（木）までに通知する。
- ・プロポーザル参加表明者が、5者以上あった場合は、審査項目の審査基準に応じて、提案資料による一次審査を事務局にて実施することとし、その結果は令和7年5月15日（木）までに通知する。
- ・審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

11. 契約

(1) 契約の締結

契約候補者と野洲市は、企画提案の内容に基づき、協議のうえで仕様書の内容等を確定し、契約を締結する。なお、協議が調わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果の次点の契約候補者と協議する。

(2) 契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、野洲市契約規則第33条の規定に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

12. 無効となるプロポーザル

次のいずれかに該当する場合は無効となる場合がある。

- (1) 提出期限を過ぎてから提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 審査会委員と不正な接触をする等、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為をした場合
- (5) その他、本要領に違反した場合

13. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 野洲市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

14. 情報の公開及び提供

野洲市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例（平成 16 年野洲市条例第 9 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

15. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない事情により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を野洲市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により、担当課宛に提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 参考見積書の金額が、2. (5) 見積上限額にある額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託者が作成した企画提案書等の書類については、野洲市が必要と認める場合には、野洲市は、受託者にあらかじめ通知することにより、その全部又は一部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 全ての者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16. 問合せ先

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1 野洲市デジタル活用推進課
電話番号 077-587-1121（代表） 電子メール system@city.yasu.lg.jp